

2025 年度開始の「多子世帯の大学等の授業料等無償化」について

2025.03.14

「多子世帯」「無償化」「修学支援」と略称される表題の制度を利用するためには、日本学生支援機構の給付奨学金(国による修学支援新制度)に申込み必要があります。

対象者が自動的に適用される制度ではありませんので、ご注意ください。

以下の内容をご参照いただき、該当する方はそれぞれの状況に応じた手続きをお願いいたします。

不明な点がありましたら学生支援課(042-972-1101)までお問い合わせください。

ただし、審査に関する内容など、お答えいたしかねることがありますので予めご了承ください。

1. 制度の概要

多子世帯の要件

生計維持者(保護者)が扶養している**子どもの数が 3 人以上**であることが必要です。

子どもの数は、原則、申込者から提出されたマイナンバーによる住民税情報申請時期によって判定されますが、申込む時期により住民税情報の確認時期が異なる点にご注意ください。

- ・2025 年 4 月に申込む場合：2023 年 12 月 31 日時点で扶養されている子どもの数
- ・2025 年 9 月に申込む場合：2024 年 12 月 31 日時点で扶養されている子どもの数

※一定の収入を超えた「子ども」は扶養から外れることから、「扶養されている子ども」として含まれない恐れがあります

減免額

- ・私立大学の場合、**授業料等減免額は最大年間 70 万円**(各学期 35 万円)、**入学金 26 万円**※
- ・施設費、課外活動費、諸会費等は減免対象ではありません ※駿河台大学は入学金 20 万円が減免
- ・**完全に費用が無償化される制度ではありません**のでご注意ください

支援の継続

- ・採用された場合、**卒業まで給付や支援が保証される制度ではない**点にご注意ください
- ・採用後、毎年9月頃に日本学生支援機構による家計状況審査(適格認定-家計)があります
※税情報から得た資産状況や子どもの人数により、給付や支援が停止することがあります
- ・採用後、毎年3月に学業成績審査(適格認定-学業)があり、成績次第では支援が停止します
- ・採用後、毎年4月に「在籍報告」というオンラインでの報告があり、怠ると支援が停止します

文部科学省資料

- ・[大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！](#)
- ・[「加速化プラン」による施策の充実【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】](#)
- ・[高等教育の修学支援新制度の学業要件について](#)

2. 申請方法

【新入生】「採用候補者決定通知」を受取っている方

- (1) 選考結果に「支援区分:第～区分【多子世帯○】」と記載されている場合…
 - ・「予約奨学生対象ガイダンス」に出席し、次の手続きに進むための資料を取得してください
 - ・「予約奨学生対象ガイダンス」終了後、「採用候補者決定通知【提出用】」を提出してください
- (2) 選考結果に「支援区分:不採用【多子世帯○】」と記載されている場合…
 - ・予約奨学生として奨学金を利用することはできませんが、「多子世帯」として授業料等減免を利用できる可能性があります
 - ・「新規希望者対象奨学金ガイダンス」に出席し、改めて給付奨学金を申し込んでください



【全学年】日本学生支援機構の給付奨学金を利用していない方

- ・「新規希望者対象奨学金ガイダンス」に出席してください
- ・ガイダンス後、Web 申込時に高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を希望してください
- ・成績基準を満たしていない場合、ガイダンス後の書類提出時に学生支援課へご相談ください

【2～4年生】日本学生支援機構の給付奨学金(=高等教育の修学支援新制度)を既に利用している方

- ・給付奨学金を利用中(停止により振込されていない方含む)の方は、日本学生支援機構が「多子世帯」に該当するかを個別に確認し、設定します
- ・改めて給付奨学金を申込む必要はありません
- ・個別審査の過程で、大学経由で個別に書類提出をお願いするケースがあります
- ・毎年3月に実施される「適格認定(学業)」の学業要件が2025年度より厳しくなります
給付奨学金や授業料等減免の支援を継続利用するためにも、学業に励んでください

各ガイダンス日程

説明会(ガイダンス)名称	開催日時(教室)	備考
給付予約奨学生対象ガイダンス	4月3日(木)16:30～(3405)	いずれかに出席 別途貸与説明会有
	4月5日(土)16:30～(7405)	
新規希望者対象奨学金ガイダンス	4月7日(月)15:00～(7405)	いずれかに出席
	4月10日(木)13:30～(7405)	

3. その他

【全員】「適格認定(学業)」の基準強化

日本学生支援機構の利用者は、毎年3月に「適格認定(学業)」の審査を受けることとなります。
奨学金を継続利用するためには一定以上の成績を修得する必要がありますが、2025年度より、給付奨学金に関する学業要件が強化されます。支援を継続利用するためにも学業に励んでください。

- ・[高等教育の修学支援新制度の学業要件について](#)